坂町留守家庭児童会のしおり

このしおりは、留守家庭児童会についての大切なことが記載して

ありますので、児童会への入会を考えておられる方、また、すでに

入会されている方も必ずご覧ください。

このしおりについて、ご質問などがありましたら、坂町教育委員

会事務局生涯学習課（☎０８２－８２０－１５２５）までお問い合

わせください。

坂 町 教 育 委 員 会

目　次

Ⅰ．坂町留守家庭児童会の運営内容

　１．目　　　的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

　２．対象児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

　３．開設期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

　４．開設時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

　５．開設場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

　６．費　　　用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

　７．定　　　員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

　８．注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

Ⅱ．利用手続きについて

　１．入会手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

　２．入会受付期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

　３．申込事項の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

　４．利用の中止等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

　５．延長時間利用の申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

Ⅲ．資料集

　　　別紙１～３

Ⅰ．坂町留守家庭児童会の運営内容

１．目　　　的

　坂町留守家庭児童会（以下「児童会」）は、放課後や長期休業中に、就労などにより保護者等が家庭にいない小学生の健全育成を図ることを目的として実施します。

　２．対象児童

　　 入会要件を**全て満たす場合に対象となります。**

**（１）坂町内に住所を有している児童**

**（２）坂町立の小学校に在学している児童**

**（３）保護者及び同居する親族（１８歳未満の者を除く。以下「保護者等」）が、次のいずれかの事由に該当することで、家庭において適切な保護を受けられないことが常態（※１）であると認められる児童**

　　　　①【通常入会】

保護者等が、就労のため午後３時ごろまで家庭にいないこと。

　　　　　【長期休業期間限定入会】

保護者等が、就労のため午後１時ごろまで家庭にいないこと。

　　　　②保護者等が、疾病または負傷の状態にあるか、障害があること。

　　　　③保護者等が、疾病または負傷の状態にあるか、障害がある親族等を、常時介護していること。

④保護者等が、出産予定日前６週間（多胎妊娠の場合は１４週間）にあたる日から出産日後８週間にあたる日までの間（以下「産前産後期間中」）であること。

　 ⑤保護者等が、大学等へ通学中であること。

　 ⑥その他児童を保護できない特別の理由があること。（※２）

　 ※１　常態とは、３か月以上の継続かつ月１５日以上

　　　　（長期休業中においては、月１５日以上）

　 ※２　求職活動による場合には、１週間のうち３日以上、午後３時ごろまで家庭にいないことが必要です。利用できる期間は、「利用開始日から３か月が満了する日まで」です。

　３．開設期間

　　毎年４月１日から翌年３月３１日まで（ただし、次の休会日を除く）

　　【休会日】・日曜日及び祝日（国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日）

　　 　　　　・年末年始（１２月２８日～１月３日）

　　 　　　　・教育委員会が必要と認めた日

４．開設時間

　　月曜日から金曜日まで　　　　　　　　　　　　　下校時～１８：３０

　　※１８：００～１８：３０の利用については別途申請が必要。

　　土曜日、学校代休日、長期休業中　　　　　　　８：００～１８：３０

　　※８：００～８：３０、１８：００～１８：３０の利用については別途申請が必要。

　５．開設場所

**坂ひまわり児童会**

【１～２年生】コミュニティーホールさか（坂東二丁目４番１０号）

【３～６年生】坂ひまわり児童会用施設（坂東四丁目１番２８号）

**横浜ひかり児童会**

【１・２・５年生】横浜ふれあいセンター（横浜東一丁目９番１号）

【３・４・６年生】横浜ひかり児童会用施設（横浜東一丁目５番１０号）

**小屋浦たんぽぽ児童会**

【１～６年生】小屋浦たんぽぽ児童会用施設（小屋浦二丁目９番７号）

６．費　　　用

　　月額３，０００円　（同一世帯に属する２人以上の児童が児童会に加入する場合、２人目以降の児童の負担金は、半額）

※**費用の減免については別紙１「留守家庭児童会保護者負担金免除申請について」をご覧いただき、「保護者負担金免除申請書」を生涯学習課にご提出ください。**

　　※**途中入会・途中退会の場合であっても当該月１ヶ月分の費用が掛かります。**

※**長期期間限定入会の方は、夏休みは２ヶ月分、冬・春休みは１ヶ月分の**

**費用が掛かります。**

７．定　　　員

坂ひまわり児童会（１～２年生）　１１０名　　（３～６年生）　５０名

　　横浜ひかり児童会（１・２・５年生）１００名　（３・４・６年生）４０名

　　小屋浦たんぽぽ児童会（１～６年生）　　６０名

８．注意事項

　（１）生活ノートについて

　　　・ご家庭と児童会との連絡に使用する大切なものです。指導員が児童会での様子、連絡事項などを記入しますので、毎日、保護者の方が目を通して確認のサインをした上で、必ず持たせてください。

　　　・お子さまの体調がよくない場合や、帰宅の方法が通常と異なる場合など、連絡事項がある場合はご記入ください。

　（２）欠席について

　　　・児童会を欠席する場合は、必ず各児童会へご連絡ください。

　　　　※欠席することが事前にわかっている場合は、前日までに生活ノートにてお知らせいただいてもかまいません。

　　　・**学校を欠席または早退した場合には、必ず児童会にもご連絡ください。**

（３）利用時間のルールについて

　　・**児童会は、保護者等の同居のご家族全員が、就労等で放課後などに不在となっている時間のみ児童会を利用できます。**

　　・提出された就労証明書に記載の就業時刻（通勤時間を除く）からおおむね１時間までを利用承認時間としています。

　　　※通勤時間等によりこの限りではない場合がありますので、就労証明書に通勤時間等の記入もしてもらうように就労先へご依頼ください。

（４）帰宅と来会について

　　　・お子さまだけで帰宅する場合は、安全確保のため、できるだけ集団で帰宅させることにしています。保護者の方は、希望される時刻を**必ず生活ノートに**記入してください。

　　　・**原則、高学年用施設でのお迎えはできません。**子どもたちの自立に向けて、できるだけ１７時の集団下校での帰宅をお願いします。

・児童会から帰る時刻を１７：００以降に希望される場合は、安全確保のため、**必ず１８：００（延長申請の場合は１８：３０）までに保護者の方のお迎えをお願いします。**

**・長期休業中や土曜日などの開所時刻は８：３０(延長申請の場合は８：００)です。**安全確保のため、お子さまの来会が開所時刻より前にならないように、ご協力をお願いします。

・塾や習い事等へ行くために児童会を早帰りした場合、再び児童会へ戻ってくることはできません。

　　　・ご家庭でも、来会途中・帰宅途中での安全指導（寄り道をしない。ゴミ等のポイ捨てをしない。など）や通学路の確認をお願いします。

　（５）宿題について

　　　・**児童会は、宿題を終わらせる場所ではありません。**

　　　　指導員は児童に対して、宿題を**自主的にするように声をかけ、習慣づけの指導を行っています。**

・宿題を行う時間は各児童会で来会時間によって指定しています。

決められた時間を超えて宿題を行うことはできません。

・指導員は、**学習指導は行っておりません。**宿題の内容等については、ご家庭で確認をしていただきますようお願いします。

　　　・下校時刻や学校行事などにより、宿題ができないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

　（６）お弁当について

　　　・土曜日、長期休業中などの給食のない日には、お弁当と水筒を持たせてください。**来会後に、買いに行くことはできません。**

　（７）諸費について

　・児童会では、**保護者負担金とは別に各児童会にて諸費代を徴収しています**。諸費は児童会で提供するおやつや各種プレゼントなどに利用しますので、**必ず各児童会へ諸費代をお支払いください。**

（８）警報発令時の対応

　　　・**別紙２「坂町留守家庭児童会の警報発令時の対応について」を必ずご覧ください。**

　・坂町では、警報発令時における休会のお知らせや、各児童会からのお知らせなどを登録制メールにより保護者の皆様に配信しておりますので、**別紙３「坂町ラインネット（一斉メール）の登録について」に従い、必ず登録してください。**

（９）施設設備等の破損について

**・児童会の物品、設備を故意に破損した場合には、事務局から指定した内容で弁償をしていただきますのでご注意ください。**

　（１０）児童会における感染症対策について

　　　・マスクの着用については、個人の判断に委ねておりますが、手洗いうがい・手指消毒・こまめな換気・３密の回避などの基本的な感染対策はこれからも継続して行います。

　　　・各小学校・児童会で感染症の拡大がみられた場合や児童会に来会して咳などの風邪症状がみられた場合など、指導員からマスクの着用をお願いすることがあります。ご協力のほど、よろしくお願いします。

■各児童会連絡先

坂ひまわり児童会

【１～２年生】コミュニティーホールさか　　TEL：０９０－７９９８－１７８６

【３～６年生】坂ひまわり児童会用施設　　　TEL：０８２－８８５－２１４６

横浜ひかり児童会

【１・２・４年生】横浜ふれあいセンター　　TEL：０８０－１９２０－０４８８

【３・５・６年生】横浜ひかり児童会用施設　TEL：０８２－８８５－１７００

小屋浦たんぽぽ児童会

【１～６年生】小屋浦たんぽぽ児童会用施設　TEL：０８０－１９２０－０８１１

Ⅱ．利用手続きについて

１．入会手続きについて

（１）入会申込（入会対象児童については、１ページ目をご覧ください。）

坂町役場３階生涯学習課へ次の必要書類を準備し、提出してください。

《利用手続き必要書類》

・留守家庭児童会入会申請書

・入会が必要な理由を証明する書類

　　※保護者・同居の方など、**全員（１８歳以上）の書類が必要**です。

|  |  |
| --- | --- |
| 入会が必要な理由 | 必要書類 |
| 常勤、パート等で就労している | ・就労証明書（コピー等は不可） |
| 自営業等で就労している | ・就労証明書（コピー等は不可）  ・確定申告書の写し |
| 保護者等が、疾病または負傷の  状態にあるか、障害がある場合 | ・申立書  ・診断書、介護保険被保険者証または身体障害者手帳などの写し |
| 保護者等が、疾病または負傷の状態  にあるか、障害がある親族等を  常時介護している場合 | ・申立書  ・診断書、介護保険被保険者証または身体障害者手帳などの写し |
| 保護者等が産前産後期間中 | ・申立書  ・母子健康手帳の写し |
| 保護者等が大学等へ通学している | ・申立書  ・在学証明書などの写し |
| 保護者等が求職活動中または  求職活動を始める状況となった場合 | ・申立書 |
| その他理由で、放課後等に保護指導  を受けることができない常態にある | ・申立書  ・その他理由が確認できる書類 |

（２）利用の決定等

　　　入会申請書や就労証明書などの添付書類により、対象児童の要件を満たしているかどうかを審査して、利用決定・不決定のいずれかを通知します。

　　　利用希望児童数が多く、定員を超過する場合は「坂町留守家庭児童会入会選考基準要領」に基づき、利用者の選定を行います。

　　　利用の決定が決まりましたら、児童会の利用開始前までに各指導員から児童会における過ごし方などの事前説明を受けていただきます。

２．入会受付期間について

①　通常入会

**【４月から入会を希望される場合】**

**必ず教育委員会が指定した受付期間内（令和7年1月15日～令和7年2月20日）に申し込みを行ってください。受付期間内に申請書等の提出が無い場合は、５月以降の入会となります。**

　 ※受付期間は、坂町ＨＰ・広報さかなどでお知らせします。

※受付期間内に必要書類の提出ができない場合、生涯学習課（082-820-1525）へ事前にご連絡のうえ、申立書などの記入をお願いします。

**【年度の途中から利用を希望される場合（５月以降）】**

必要書類をそろえて坂町役場３階生涯学習課へ提出してください。

なお、利用開始月は申込書類を生涯学習課に提出した日によって決定します。

○１５日までに提出された場合、**翌月**から利用することができます。

○１６日以降に提出された場合、**翌々月**から利用することができます。

※転入等、特別な事情があると判断される場合はこの限りではありません。

②　長期休業期間限定入会

　　休業期間ごとに入会申込を受付けます。必ず期間内に申請書及び必要書類の提出をお願いします。

　※原則、受付期間終了後の入会申込は受け付けません。

　　※新規入会者の場合は、入会決定後に保護者説明会を事前に行います。

※受付期間は、坂町ＨＰ・広報さか等でお知らせします。

**【夏季休業期間】**

　入会期間：終業式の次の日～始業式の前日まで

　受付期間：６月上旬から６月下旬までの間（予定）

　入会決定：７月中に発送予定

**【冬季休業期間】**

入会期間：終業式の次の日～始業式の前日まで

　受付期間：１１月上旬から１１月下旬までの間（予定）

　入会決定：１２月中に発送予定

**【春季休業期間】**

入会期間：終業式の次の日～始業式の前日まで

　受付期間：２月上旬から２月下旬までの間

　入会決定：３月中に発送予定

３．申込事項の変更について

　　・**勤務先・住所・家庭状況などの変更があった場合には、速やかに各児童会または役場生涯学習課（082-820-1525）までご連絡ください。**

※年度途中に就労状況等を確認しますが、就労時間等が変更になり対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することはできません。

４．利用の中止等について

　 ・利用期間満了前に児童会の利用を中止される場合は、事前に「留守家庭児童会退会届」を役場生涯学習課へ提出してください。

　　 ※退会届を生涯学習課が受理するまでは、退会とはなりません。

※退会となるまでは、負担金等が引続き発生しますのでご注意ください。

　 ・長期間、児童会を欠席された場合は、今後の利用継続について確認させていただくことがあります。

　 ・就労条件の変更等により、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することはできません。

　 ・申込に虚偽や不正があった場合には決定を取消します。

　 ・他の児童や指導員に対し、危険を及ぼす恐れがある場合、また、故意に児童会の設備に重大な損害を与えた場合には決定を取消し、弁償等の対応を取らせていただきます。

５．延長時間利用の申請について

　・延長時間の利用を希望される場合は、別紙４「留守家庭児童会延長時間利用申請書」にご記入いただき、必ず利用希望日までに坂町役場３階生涯学習課へ提出してください。

　　→ご提出いただいている就労証明書等に基づき、別紙５「留守家庭児童会延長

時間利用可否決定通知書」により許可・不許可のいずれかを通知します。

**※延長時間利用希望者のみの提出となります。希望なしの場合は提出不要です。**

**・利用承諾後、延長利用有無（お迎え時間等）について、必ず事前に生活ノート等**

**で児童会へお知らせください。**

　・安全確保のため、保護者の方へ確認の連絡をさせていただく場合があります。

・延長利用については、利用が承諾されている期間に限ります。

　・延長利用を承諾されていない場合は、延長時間内（８：００～８：３０、

　　１８：００～１８：３０）までの利用はできません。